

## 令和7年度 中古商品自動車の自動車税種別割減免申請について

中古自動車販売を行う者が所有する自動車で一定の要件を満たすものは、自動車税種別割の減免を受けることが出来ます。

本年度の自動車税種別割減免申請期間（札幌道税事務所に対するもの）

令和7年5月7日 から 令和7年5月26日 （期限厳守）

窓口混雑防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。当日消印有効。

なお、窓口開設時間は8時45分から17時30分までとなります。

後述のとおり、一般財団法人日本自動車査定協会への、商品中古自動車証明書の申請期間は、令和7年4月1日から令和7年4月30日まで（期限厳守）となります。

支所によって異なる場合がありますので、事前にご確認願います。

申請行為は、日本自動車査定協会に対するものと、札幌道税事務所に対するものの2つがありますので、ご注意ください。

### ◆ 減免対象となる自動車販売業者の要件 ◆

次の1から5の要件を満たすことが必要です。

- 1 申請する年の4月1日午前0時までに、古物営業法第3条の規定による許可（同法第2条第2項第1号に掲げる営業に係るものに限る。）を受けていること。
- 2 自動車税種別割に係る徴収金について滞納がないこと。
- 3 申請年度において納税義務が課された全ての自動車税種別割について納期限までに納付していること。（5月の定期課税以外も含む。）※
- 4 道税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。
- 5 地方税に関する違反行為を行った者にあつては、その刑の執行又は通告処分を履行した日から3年を経過していること。

※ 減免申請する自動車のみならず、申請者が納税義務を負う全ての自動車が対象です。

### ◆ 減免対象となる自動車の要件 ◆

次の1と2の要件を満たすことが必要です。

- 1 申請する年の4月1日午前0時現在、商品として所有し、かつ、展示しているもので、一般財団法人日本自動車査定協会により商品である旨の証明がされているもの。
- 2 申請する年の4月1日午前0時現在、自動車登録ファイル（運輸支局の登録）に申請者が所有者及び使用者として登録されているもの。

※ 新規登録（新車、中古車とも）した自動車、社用車、試乗車、代車、リース車、レンタカーなどは、中古商品自動車には該当しません。

※ 移転登録後に車検更新を行った自動車については、社用車と判断します。

### ◆ 減免額 ◆

自動車税種別割の年税額の1/2分の3に相当する額が減免されます。

ただし、4月に抹消登録した場合は自動車税種別割の年税額の1/2分の1に相当する額、5月に抹消登録した場合は自動車税種別割の年税額の1/2分の2に相当する額が減免されます。

6月以降に抹消登録した場合には自動車税種別割の年税額の1/2分の3に相当する額が減免されます。

※ 減免額の還付は9～10月頃を予定しております。

## ◆ 手続の流れ ◆

- ① 申請書類を作成する。
- ※ 申請書類の様式は札幌道税事務所自動車税部のホームページからダウンロードできます。  
(ホームページアドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/jidosya.html>)
  - ※ 入力シートに登録番号など必要事項を入力し、申請書類を印刷してください。  
「商品中古自動車証明申請書」「商品中古自動車証明書」は一般財団法人日本自動車査定協会各支所へ、下記④に記載の提出書類を札幌道税事務所自動車税部へ提出してください。



- ② 一般財団法人日本自動車査定協会各支所へ商品中古自動車の証明申請をする。
- 1 申請期間 令和7年4月1日から令和7年4月30日まで(期限厳守)  
支所によって異なる場合もありますので、事前にご確認願います。
  - 2 提出書類 「商品中古自動車証明申請書」「商品中古自動車証明書」  
その他、一般財団法人日本自動車査定協会各支所が定める書類等が必要です。  
詳しくは各支所までお問い合わせください。
- 札幌支所(011)704-4195 函館支所(0138)49-4533 帯広支所(0155)33-2238  
釧路支所(0154)51-2231 北見支所(0157)24-8321 旭川支所(0166)51-9456



- ③ 一般財団法人日本自動車査定協会各支所から「商品中古自動車証明書」の交付を受ける。



- ④ 札幌道税事務所自動車税部へ自動車税種別割の減免申請をする。
- 1 申請期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで(期限厳守)
  - 2 提出書類
    - ア 自動車税種別割減免申請書
    - イ 自動車税種別割中古商品自動車連絡表
    - ウ 商品中古自動車証明書(上記③で交付されたもの)
    - エ 古物営業法第5条第2項の許可証(手帳)の写し(許可年月日、許可番号、許可を受けた者の氏名(名称)、住所(所在地)及び異動事項がわかる部分の写し)
    - オ 減免を受けようとする自動車に係る申請年度自動車税種別割納税通知書の写し(二つ折りのうち、どちらか片面の写し)



- ⑤ 申請者が納税義務者となっている自動車税種別割すべてを納期限までに納付する。

## ◆ 特に注意する事項 ◆

- 1 申請期間を経過すると申請を受理しませんので必ず期間内に提出してください。
- 2 令和7年度の自動車税種別割は納期限までに納付してください。自動車税種別割は、5月7日付けで発付している定期課税分(納期限が6月2日)と、随時に納税通知書を発付しているものがあります。随時に納税通知書を発付している自動車税種別割の納期限はそれぞれ違っていますので、必ず、それぞれの納期限までに納付してください。  
4月又は5月に抹消登録した自動車は、抹消減額後の税額のみを納付で結構ですが、必ず、当初の納税通知書に記載されている納期限までに納付してください。  
なお、抹消減額後の税額分の納付書がお手元にならない場合は、当事務所まで連絡願います。  
1台でも納期限後に納付した場合は、減免申請した全部について承認しません。
- 3 届きました納税通知書や納付書は、未着のものがないか必ず確認してください。

- ◆ 問い合わせ先 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号  
札幌道税事務所 自動車税部 自動車税課税課 申告第二係  
電話 (011)746-1195

次のような場合には、中古商品自動車に係る自動車  
税種別割減免を受けることはできません。

- 1 「あ、い、う、え、を、か、き、く、け、こ、ね、わ」ナンバーの自動車。
- 2 新車新規登録又は中古新規登録により取得した自動車。
- 3 移転登録による取得から賦課期日（申請する年の4月1日）の前日までの期間に車検を更新した自動車。
- 4 営業用、運搬用等の理由により自社で使用する自動車。
- 5 試乗を目的とする自動車。
- 6 レンタカーやリース車など、貸与を目的とする自動車。
- 7 自動車修理を依頼された際に貸し出す自動車。
- 8 中古商品自動車として取得した自動車を、賦課期日（申請する年の4月1日）前に4～7のような利用をされた場合は、その時から用途が変更となり中古商品自動車とは判断されません。

◆ 問い合わせ先 〒001-8588  
札幌市北区北22条西2丁目1番30号  
札幌道税事務所 自動車税部  
自動車税課税課 申告第二係  
電話 (011) 746-1195